毎週火・金曜日発行



告

報

[人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し (三・総務課)

情報提供を推進すべき法人(六・総務課

字の区域の変更 (九~一一・市町村課)

情報公開を推進すべき法人(八・総務課)

結核予防法による医療機関の指定 (一二・横手保健所)

秋

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (二〇・砂防課)

開発行為に関する工事の完了 (二二・平鹿建設事務所)

県営土地改良事業の換地計画の決定 (北秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地計画の決定 (由利総合農林事務所)

物品調達契約に係る一般競争入札の実施 (管財課) 四件

目

次

情報提供を推進すべき法人の変更 (五・総務課) 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定 (四・総務課)

情報公開を推進すべき法人の変更(七・総務課)

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要 (一三~ 一六・商工業振興課)

大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出 (一八・商工業振興課) 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出 (一七・商工業振興課)

都市計画の変更による送付図書の縦覧(一九・都市計画課)

開発行為に関する工事の完了 (二一・秋田建設事務所)

道路区域の変更 (二三・道路環境課)

県営土地改良事業の換地計画の決定 (仙北総合農林事務所)

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

選挙管理委員会告示

個人演説を開催することができる施設の指定解除 (二)

秋田県告示第三号

の規定に基づき、その名称を告示する。 業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第二条 条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事 次の法人は、秋田県個人情報保護条例 (平成十二年秋田県条例第百三十八号) 第四

平成十五年一月十日

秋田県知事

寺

田

典

城

法人の名称

財団法人秋田県分析化学センター

秋田県告示第四号

が取り扱う個人情報の保護に関する規則 (平成十三年秋田県規則第四号) 第二条の規 条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものとなったので、 定に基づき、その名称を告示する。 次の法人は、秋田県個人情報保護条例 (平成十二年秋田県条例第百三十八号) 第四 事業者

平成十五年一月十日

秋田県知事

寺

田

典

城

法人の名称

株式会社秋田県分析化学センター

秋田県告示第五号 十三年秋田県規則第八十五号) 第一条第一項の規定の適用を受けないこととなったの 次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成

平成十五年一月十日

同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

で

法人の名称

財団法人秋田県分析化学センター

1

秋田県知事

寺

田

典

城

個人演説を開催することができる施設の指定 (一)

選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数 (三)

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(四)

示

告

秋田県告示第六号

同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。 十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けることとなったので、 次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則 (平成

秋田県知事

寺

田 典

城

平成十五年一月十日

法人の名称

株式会社秋田県分析化学センター

秋田県告示第七号

十三年秋田県規則第八十五号)第二条第一項の規定の適用を受けないこととなったの 次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則 (平成 同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告

平成十五年一月十日

法人の名称

寺 田

典

城

秋田県知事

秋田県告示第八号

秋

田

財団法人秋田県分析化学センター

同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示す 十三年秋田県規則第八十五号)第二条第一項の規定の適用を受けることとなったので、 次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

法人の名称

株式会社秋田県分析化学センター

秋田県告示第九号

利郡岩城町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったの 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由 同条第二項の規定に基づき、 告示する。

号) 第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五

> 処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。 平成十五年一月十日

変更前の字の区域
変更後の字の区域

秋田県知事

寺 田 典 城

二、二一〇、二一三、二一四の一、二一四の二、一二、二一〇、二二三、一四五の一部、一二九、一四二、一四三、一四四、一四五の一部、一二九、一六〇の一、一六一、一六二の一、一四五の一部、一二九、一八〇、一八三、一四一、一四三、一四四、一四三、一四二、一四二、一四二、一四四、一四三、一四二、一四二、一四二、一四四、一四五、一九七、一九八、二〇一、二〇五、二、二一〇、二十三、二一〇の一、二一四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の二、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の二、二十四の一、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の一、二十四の二、二十四の一、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、一二四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の二、二十四の一、二十四の一、二十四、二十四、二十四、二十四、二十四、二十四、二十四、二十四、二十四、二十四	は 大田の一部、一五八及びこれらの区域に隣接介在 四、三九、四二、四三の一部、四九の一部、一 の一部、五一、五三、五七、五九、六八、六九、 七一、七三、七五から七七まで、九一の二、九六、 一三一の一部、一四五の一部、四九の一部、四九の一部、四二、四三の一部、一四九の一部、二八の一部、四九の一部、四九の一部、四九の一部、四九の一部、四九の一部、四九の一部、一二十つ、二二十二十二、三十二、三十二、三十二、三十二、三十二、三十二、三十二、三十二、	路、水路である国有地の全部八、一〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道一、二、四、五、六の一、六の二、七、七の一、由利郡岩城町下蛇田字ムサワ	国有地の全部びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である二八〇、二八一、二八二の二、三一四、三一八及由利郡岩城町上蛇田字ヲカタ	変更前の字の区域
谷地名地西字时利郡岩城町下蛇田字	湯田 場田 中利郡岩城町下蛇田字	宮ノ沢由利郡岩城町下蛇田字	サムカサキ由利郡岩城町下蛇田字	変更後の字の区域

若王寺若玉寺	らの区域に隣接介在する水路である国有地の全部ら一四九まで、一五四、一七四、一七八及びこれて、一三九、一四〇、一四二、一四四、一四六か四、一二九の一、一三四の一、一三の一、一二〇、一二日の一、一二〇、一二日の三、日三の三、一二〇、一二日の三、日三の三、日二〇、一二日の三、日三の三、日三の三、日三の三、日三の三、日三の三、日三の三、日三の三、
堂ノ前	する水路である国有地の全部一八〇、一八一、一九九及びこれらの区域に隣接由利郡岩城町六呂田字川原
	地の全部地の全部では、二一九、二二三及びこ二一五、二一六、二一八、二一九、二三及びこ二十五、二十六、二十八、二十九、二三三及びこ

秋田県告示第十号

秋

で、同条第二項の規定に基づき、告示する。 北郡太田町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったの地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙

第十九条第二項の規定による認証の日から効力を生ずるものとする。 右の変更の処分は、当該変更区域に係る国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

仙北郡太田町斉内字熊堂尻	二、一六七の二、一六八の二、一七四の二一三七の四、一三八の二、一五三の二、一五四の仙北郡太田町斉内字庚塚	一九の二、二〇の二、三〇の三仙北郡太田町斉内字高野	変更前の字の区域
	多野	塚仙北郡太田町斉内字庚	変更後の字の区域

根笹仙北郡太田町小神成字	二九の二、四〇、四一の二及びこれらの区域に隣仙北郡太田町斉内字栗木
北田ノ尻仙北郡太田町小神成字	する水路である国有地の全部四の二、二六四の三及びこれらの区域に隣接介在二、二六一の二、二六二の二、二六三の二、二六〇の二四一の二、二五八の三、二五九の三、二六〇の仙北郡太田町斉内字栗木
持仙北郡太田町斉内字長	四八の二、四九の二、五一の八、六一の二仙北郡太田町斉内字杉元
	一一〇の二、一一一の二仙北郡太田町斉内字熊堂尻
田熊野堂関下仙北郡太田町太田字新	五一の四仙北郡太田町斉内字三角
	一二九の二仙北郡太田町斉内字熊堂尻
角仙北郡太田町斉内字三	二三四の二仙北郡太田町斉内字保多野
	一三三の二仙北郡太田町斉内字石河原
	一六七の二

秋田県告示第十一号

接する水路である国有地の全部

で、同条第二項の規定に基づき、告示する。勝郡雄勝町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったの地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、雄

乙介乙口一四

北緯

東経

乙介乙口一三

北緯

乙介乙口一二

北緯 東経

四〇度三二分二六秒八五〇六

イ六

東経 北緯 東経

イ五

乙介乙口一七

北緯

三八度五七分一〇秒四二三五 四〇度三二分二七秒一七六一 三八度五七分一〇秒八四五三 四〇度三二分二七秒三七五五 三八度五七分一一秒一四六五 四〇度三二分二六秒二二八四 三八度五七分一一秒二〇二三 四〇度三二分二六秒一三五九 三八度五七分一一秒六七〇 四〇度三二分二六秒七六九三 三八度五七分一一秒七八三三

東経

乙介乙口一六

北緯

東経

乙介乙口一五

北緯

東経

イ七

三八度五七分一二秒四一六九

三八度五七分一一秒九四四六 四〇度三二分二八秒二七七四 三八度五七分一一秒二二五六 四〇度三二分二八秒四一八二

四〇度三二分二七秒八七三

四〇度三二分二七秒六三一六

秋田県告示第十二号

第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

とおり医療を担当させる機関を指定したので、

結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、

結核予防法施行令 (昭和二十六年政令

次の

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十五年一月十日

秋田県告示第十三号		乙介乙口一 北緯 三八度五七分一二秒七三九〇
		れる区域
		及び乙介乙ローーの点とイモの点とを終る続て囲ま
		とがとうとうこうまこともで見る。
起	事華	の次の乙介乙ローーからイ七までの点を順次結ぶ線
互伐フノニッフ	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字	雄勝郡雄勝町役内字役内山国有林四九林班イ小班
名称	変更後の字の区域	変更前の字の区域

平鹿郡十文字町十文字新田

番

平成十五年一月十日

地二

所

在

地

指 定

年

月

日

により、 き事項についての意見を聴取したので、 大規模小売店舗の変更に関して、

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項及び第二項の規定

同条第三項の規定に基づき、

次のとおり公告

周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ

関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 典

仁賀保町長の意見

由利郡仁賀保町平沢字上町田十九の五外

マックスバリュ新仁賀保店 大規模小売店舗の名称及び所在地

意見なし

周辺地域の住民、 事業者等の意見の概要

Ξ

意見書の提出なし

関係書類の縦覧場所及び期間

Л

縦覧場所

県庁第二庁舎一 階 県政情報資料室

仁賀保町役場 産業課

 (\Box) 縦覧期間

平成十五年一月十日から同年二月十日まで

秋田県告示第十四号

により、 し、関係書類を縦覧に供する。 き事項についての意見を聴取したので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項及び第二項の規定 大規模小売店舗の変更に関して、 同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告 周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ

城

秋田県知事

寺

田

典 城 兀

一大規模小売店舗の名平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田

典城

大館西ショッピングセンター大規模小売店舗の名称及び所在地

大館市長の意見大館市根下戸新町二百十四番地一外

_

周辺地域の住民、事業者等の意見の概要意見なし

Ξ

関係書類の縦覧場所及び期間意見書の提出なし

兀

· 八 縦覧場所 · 二 计 音 - 1

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

縦覧期間

平成十五年一月十日から同年二月十日まで

大見莫卜克ち甫乞服秋田県告示第十五号

秋

し、関係書類を縦覧に供する。 き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定

秋田県知事 寺田 典

城

ショッピングタウンアクロスプラザ大館南大規模小売店舗の名称及び所在地

平成十五年一月十日

大館市餌釣字前田一番外

二 大館市長の意見

意見なし

周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

Ξ

意見書の提出なし

関係書類の縦覧場所及び期間

一 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

秋田県告示第十六号

平成十五年一月十日から同年二月十日まで

き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項及び第二項の規定

関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月十日

大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田県知事

寺 田

典

城

飯島ショッピングセンター

秋田市長の意見

秋田市飯島字堀川二番外

見に算量 / 一分に記憶による影響が考えられるため、 来客自動車の灯火等による影響が考えられるため、

光害対策について周辺住民意

見を尊重し、十分に配慮すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

一縦覧期間

平成十五年一月十日から同年二月十日まで

秋田県告示第十七号

五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大

県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までになお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

平成十五年一月十日

秋田県知事寺 田 典 城

届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

(五)

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

 (\Box) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ小坂店

鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

変更前

変更後

マックスバリュ東北株式会社 外四者

マックスバリュ東北株式会社

(四) 変更の年月日

変更する理由 平成十四年五月二十四日

届出年月日 平成十四年十二月十六日

小売業者の退店等による

_

関係書類の縦覧場所及び期間

Ξ

県庁第二庁舎一階 縦覧場所 県政情報資料室

秋

縦覧期間 小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ

平成十五年一月十日から同年五月十日まで

兀

意見書の提出先

 $\overline{\mathcal{A}}$ 意見書に添付する書面に記載すべき事項

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

秋田県告示第十八号

規模小売店舗の変更に関する届出があったので、 五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、大 同条第三項において準用する同法第

> 県に対し意見書を提出し、 いて意見を有する場合は、 これを述べることができる。 同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに

平成十五年一月十日

秋田県知事

寺 田 典 城

届出事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田

昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ小坂店

鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一

変更する事項

小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後九時

マックスバリュ東北株式会社

変更後 翌日の午前零時

来客者が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで

荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

変更前 午前七時から午後八時まで

変更後 午前六時から午後九時まで

(四) 変更の年月日

平成十四年十二月二十一日

(五) 変更する理由

消費者の利便性のため

市場から直接搬送される商品の搬入に対応するため

届出年月日

平成十四年十二月二十日

関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ

 (\Box) 縦覧期間

平成十五年一月十日から同年五月十二日まで

五 兀 意見書に添付する書面に記載すべき事項 秋田市山王四丁目一番一号 意見書の提出先

秋田県産業経済労働部商工業振興課

意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

秋田県告示第十九号

都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、 二十条第一項の規定により、大曲市長から都市計画の図書の写しの送付があったので. 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第

次のとおり公告する。

平成十五年一月十日

秋田県知事

寺

田

典 城

秋田県告示第二十一号

次の図」は、

省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係建設事

番一四の一部 (次の図に示す部分に限

す部分に限る。)、八〇番九の一部 る。)、八○番八の一部(次の図に示

(次の図に示す部分に限る。)、八〇

る。)、水路敷及び道路敷(次の図に

示す部分に限る。)

番七の一部 (次の図に示す部分に限

(次の図に示す部分に限る。)、八〇

示す部分に限る。)、八〇番六の一部

十月一日付け指令秋建

平成十五年一月十日

縦覧に供すべき図書 大曲都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書

縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号

建設交通部都市計画課

秋田県告示第二十号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第

秋

三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。 平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田

典

城

区域名 蒲田 前 由利郡由利町東鮎川字蒲田 郡市 町村 \boxtimes 大字 字 限る。)、八〇番五の一部(次の図に 八〇番四の一部 (次の図に示す部分に 図に示す部分に限る。)、八〇番二の 部分に限る。)、四番三の一部(次の 一番の一部(次の図に示す部分に限 一部(次の図に示す部分に限る。)、)、四番一の一部 (次の図に示す 地 域 番

> 務所に備え置いて縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により平成十三年 同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 Ξ 六十一号で許可した開発行為に関する工事が完了したの

秋田県知事 寺 典

城

田

株式会社 高尾自動車整備工場 河辺郡雄和町妙法字上大部十四番地 代表取締役 I 藤

司

開発許可を受けた者の住所及び氏名

開発区域に含まれる地域の名称

河辺郡雄和町妙法字上大部十二番、

十三番及び十四番

秋田県告示第二十二号

十一月八日付け指令平建 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年 同法第三十六条第三項の規定に基づき、 八百十九 四で許可した開発行為に関する工事が完了した 次のとおり公告する。

寺 田 典

秋田県知事 城

7

=

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成十五年一月十日

横手市本郷町八番十三号

雄

三、三十七番、三十八番七 横手市前郷字上在家三十二番一、三十三番、三十四番一、三十六番二、三十六番

り道路の区域を変更する。

平成十五年一月十日

秋田県知事

寺

田

典

城

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

秋田県告示第二十三号

道路の区域

三・三〇~ 六・五〇	II.	三百四十二号	新	- 舟 道
	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下六番二地先から九五番四地先まで	三百四十二号	旧	E
敷地の幅員(メートル)	区	路線名	旧新別	道路の種類

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 期間 場所 平成十五年一月十日から同月二十三日まで 建設交通部道路環境課

告

公

秋

田

県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

平成十五年一月十日

秋田県知事 田 典 城

手育成型))換地計画書の写し 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (道目木地区ほ場整備事業 (担い

縦覧期間 平成十五年一月十四日から同年二月十日まで

Ξ 縦覧場所 大館市役所

県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十 七条第五項の規定に基づき、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

購入物品名及び数量

総合整備事業)換地計画書の写し 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (南沢地区 (第一工区) 土地改良

縦覧期間 平成十五年一月十四日から同年二月十日まで

縦覧場所 岩城町役場

県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十 七条第五項の規定に基づき、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 城

手育成型))換地計画書の写し 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (小路袋地区ほ場整備事業 (担い

二縦覧期間 平成十五年一月十四日から同年二月十日まで

縦覧場所 神岡町役場

Ξ

和 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭 一十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十五年一月十日 入札に付する事項 秋田県知事 寺 田 典

城

次のとお

 (\Box) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 一酸化炭素自動測定器

台

(四)

納入期限

納入場所 平成十五年三月二十五日 (火)

入札に参加する者に必要な資格 秋田県環境センター(自動車排出ガス測定鹿角局舎)

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

三契約条項を示す場所等 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

 (\Box) 規定する県の休日を除き、平成十五年一月十日(金)から同月二十日(月)まで 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県出納局管財課契約班 (電話〇一八 八六〇 二七三八) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

兀 秋田県庁地下一階管財課入札室 平成十五年一月二十三日(木)午後 入札執行の日時及び場所

秋

の期間、随時交付する。

五 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百 入札保証金

六 その他 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 見積もった契約希

(三) 落札者の決定方法 規則第百六十六条に規定するところによる

入札の無効

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

提出書類等

に記載された必要書類等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

和 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭 二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

人札に付する事項

平成十五年一月十日

購入物品名及び数量 二酸化硫黄自動計測器 台

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

 (Ξ) 納入期限

平成十五年三月二十五日 (火)

(四) 納入場所

秋田県環境センター(檜山環境測定局

八札に参加する者に必要な資格

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八) 秋田市山王四丁目一番一号

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に 入札説明書及び仕様書の交付方法 平成十五年一月十日 (金) から同月二十日 (月) まで

兀

入札執行の日時及び場所

9

五 入札保証金

平成十五年一月二十三日 (木)午後一時十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

六 その他 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ により決定する。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

(五) その他

に記載された必要書類等を提出すること。

入札に参加しようとする者は、

別に定める期日までに、

入札説明書及び仕様書

秋

提出書類等

詳細は、 入札説明書による

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭 二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、 平成十五年一月十日 公告する。

秋田県知 寺 田 典 城

人札に付する事項

購入物品名及び数量

窒素酸化物自動計測器 台

購入物品の仕様等

人札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十五年三月二十五日 (火)

(三)

(四)

秋田県環境センター(檜山環境測定局

八札に参加する者に必要な資格

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

三 契約条項を示す場所等

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田県出納局管財課契約班 (電話〇一八 八六〇 二七三八) 秋田市山王四丁目一番一号

入札説明書及び仕様書の交付方法

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年一月十日 (金)から同月二十日 (月)まで 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

入札執行の日時及び場所

匹

平成十五年一月二十三日 (木)午後一時二十分

五 入札保証金 秋田県庁地下一階管財課入札室

秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

六 その他 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(四)

納入場所

(五) に記載された必要書類等を提出すること。

詳細は、 入札説明書による

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 平成十五年一月十日 (昭

秋田県知事 寺 田 典 城

入札に付する事項 購入物品名及び数量

自動血沈測定装置 一式

購入物品の仕様等 人札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十五年三月二十日(木)

県が指定する場所

入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

秋

契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

 (\Box) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年一月十日(金)から同月二十日(月)まで 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

兀 入札執行の日時及び場所

平成十五年一月二十三日 (木)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 消費税及び地方消 見積もった契約希

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

提出書類等

に記載された必要書類等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

和 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭 一十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、 公告する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

入札に付する事項

購入物品名及び数量

購入物品の仕様等

教室用・生徒用・業務用コンピュータ端末

一式

 (\Box) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。

平成十五年三月十七日(月)

(四) 納入場所

秋田県立養護学校天王みどり学園

人札に参加する者に必要な資格

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

Ξ 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 八六〇 二七三八)

(=)入札説明書及び仕様書の交付方法

での期間、 規定する県の休日を除き、平成十五年一月十日 (金)から同年二月三日 (月)ま 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に 随時交付する

入札及び開札の日時及び場所

(四)

郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成十五年二月七日 (金)午前十一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

平成十五年二月七日 (金)午前十一時二十五分 一に掲げる場所

(五) を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札の方法 入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

兀 その他

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

秋

日本語及び日本国通貨 契約手続において使用する言語及び通貨

入札保証金及び契約保証金 入札保証金

の納付に代えることができる。 「規則」という。) 第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金 ばならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。 入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなけれ 以下

(2) 契約保証金

て契約保証金の納付に代えることができる。 ならない。ただし、規則第百七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもっ 落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければ

入札保証金の納付を免除される者

る場所に提出し、 なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完 次のア又はイの書類を平成十五年二月四日(火)午後三時までに三一に掲げ 審査の結果、 免除が適当と認められた者とする。

全な説明をしなければならない。

ア 件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類 ものの契約を履行したことを証する書類 (契約書、支払通知書の写し等 (二 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当する

県を被保険者とする入札保証保険契約証書

契約保証金の納付を免除される者

する履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた 者とする。 (3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者と3)

(三) 提出書類等

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、 入札説明書及び仕様書

入札の無効

規則第百六十六条各号に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

くじ

契約書作成の要否 要

その他

詳細は、 入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of use Educators, Students, and item Businesses Ö be purchased: Computer terminals for
- Time-limit of tender: 11:30 A.M. 7 February, 2003
- Prefecture 010-8570 , Japan Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau TEL 018-860-2738

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第 号

人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨西仙北町選挙管理委員 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個

会から報告があったので、 平成十五年一月十日 同条第四項の規定に基づき、告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

堯

秋選管告示第二号

委員会から報告があったので、 人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨西仙北町選挙管理 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個 同条第四項の規定に基づき、告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

堯

大館市 横手市

八

二四五

Ó

平成十五年一月十日

基幹集落センタ	施設の名称
の十の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の	施設の所在地
平成十五年一月九日	指定解除年月日

秋選管告示第三号

の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に 次のとおりである。 六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は 十一年法律第百六十二号) 第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条

平成十五年一月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

五十分の一の数 一九、三六七

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 三分の一の数 (選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超え 二二八、〇五五

秋選管告示第四号

して得た数)は、 その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条の規定による選挙区における 次のとおりである

平成十五年一月十日

選挙区別 秋田市 能代市 八四 四 七六三

男鹿市 湯沢市 本荘市 _ 〇 九 八 <u>_</u> 六六 四 一 六 四八〇 — 八

北秋田郡 鹿角市鹿角郡 七五五 一九七

大曲市

山本郡

= =

河辺郡 南秋田郡 九 五 五 九〇三 二六九

由利郡 Ó 九七六 九七四

仙北郡

平鹿郡

藤

堯

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号 飛行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日和所株式会社松原印刷社 和表验(C) O) 五 電話(W) 八七六六 FAX(W) O) O) 五 電話(W) 八七六六 FAX(W) O) D 和 大田市山王七丁目五番二十九号

